

令和 7 年 月 日

(名称) 中井町地域公共交会議

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

中井町には鉄道駅がなく、最寄り駅のＪＲ東海道線二宮駅または小田急線秦野駅までは民間路線バスが運行されている。しかし、松本地区、鴨沢地区、古怒田地区など広範囲にわたり公共交通空白地域が点在しており、町全体も丘陵地のため坂道が多く、高齢者や児童・生徒など自動車を運転できない人の移動の支障となっている。町唯一の公共交通手段は民間路線バスが担っているが、収支の悪化や運転手不足を理由として路線の一部が廃止・減便され、町内の１路線では、町が運行費の一部を負担し維持している。本格的な高齢化社会の到来により、更なる運転免許返納者の増加も見込まれることから、日常生活に必要な交通手段の確保及び住民の移動ニーズに合った交通手段の提供、近隣市町との連携強化といった課題解決が求められている。

中井町の人口は、平成 7 年以降減少傾向にある中で、「第六次中井町総合計画（基本構想）」や「中井町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」では、公共交通の充実による利便性の向上を図り、暮らしの質の向上や定住促進、若年住民の転出抑制等により、人口減少を抑制していくことを目指している。

公共交通の充実には、通勤・通学者や高齢者などの利用者と交通空白・不便地区など、地域のきめ細やかなニーズを把握し、既存の公共交通機関と連携して利便性の高い公共交通体系を構築することが必要である。

このため、誰もが移動しやすい持続可能な交通体系を構築するため、公共交通空白地域の解消だけでなく、町全体の魅力を高め、定住・交流を促進するまちづくりのツールとして、平成 25 年 1 月 10 日から中井町オンデマンドバスの実証運行を開始しているが、町の財政負担だけでは運行の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業による支援を受けつつ、令和 6 年 3 月に策定した「中井町地域公共交通計画」に位置付けられた地域公共交通の確保・維持・改善に向けた取り組みを継続していくことが求められている。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

- オンデマンドバスの乗合率：35%以上(直近年度の実績 30.4%)
 - オンデマンドバスの認知度：95%以上(直近調査年度の実績 90.4%)
 - オンデマンドバスの運行サービス満足度：55%以上(直近調査年度の実績 51.7%)
- (中井町地域公共交通計画 P96 参照)

(2) 事業の効果
中井町オンデマンドバス導入により公共交通空白地域が解消され、地域住民の利便性向上のための移動手段の確保が図られるとともに、利用状況に関する詳細なデータの収集・分析等を行って運行計画の見直し（運行エリアや乗降ポイント等）を重ね、地域の特性に合った持続可能な地域公共交通システムが構築される。また、マイカー利用の抑制、公共交通の充実による外出促進、交流の活発化にもつながる。
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
☐ 運行サービスの見直し（中井町、事業者） ☐ 予約システムの変更・検討（中井町、事業者） ☐ 新規車両の購入・導入（中井町、事業者） ☐ キャッシュレス決済システムの導入（中井町、事業者） （中井町地域公共交通計画 P85 参照）
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者
別添の表1のとおり。
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
中井町から運行事業者へ支払う運営経費については、町の予算の範囲において、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。 町内に大規模病院が所在していないことから、町民の福祉の向上を目的として最も身近な大規模病院である秦野赤十字病院（秦野市）への乗り入れを行っており、当該バス停の秦野市民の利用もないため、秦野市へ費用負担は求めない。
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
☐ 利用者数や収支について、数値指標によるモニタリング・評価を実施 ☐ 利用者座談会の実施
7. 別表1の補助対象事業の基準木ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
※該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
※該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
※該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 <u>【地域内フィーダー系統のみ】</u>

別添の表5のとおり。

11. 車両の取得に係る目的・必要性

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

※該当なし

(2) 事業の効果

※該当なし

13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 **【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

※該当なし

14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）

【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

※該当なし

(2) 事業の効果

※該当なし

17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 **【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

※該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

- ・平成24年4月27日（第1回）
中井町の現状と課題、今後の進め方
- ・平成24年6月29日（第2回）
持続可能な生活交通のあり方、新たな公共交通システム運行計画（素案）
- ・平成24年9月18日（第3回）
新たな公共交通システム運行計画（承認）
- ・平成24年12月20日（第4回）
中井町地域公共交通総合連携計画（素案）
- ・平成25年3月29日（第5回）
中井町地域公共交通総合連携計画及び生活交通ネットワーク計画（承認）
- ・平成25年5月9日（第6回）（書面協議）
地域公共交通確保維持改善事業（調査事業）に係る事業評価
- ・平成25年6月14日（第7回）（書面協議）
H25, H26 地域内フィーダー系統ネットワーク計画申請
- ・平成25年9月25日（第8回）
中井町オンデマンドバスの運行見直し（承認）
- ・平成26年3月25日（第9回）
地域公共交通確保維持改善事業・事業評価（承認）
H27 地域内フィーダー系統ネットワーク計画申請（承認）
- ・平成26年6月16日（第10回）（書面協議）
H27 地域内フィーダー系統ネットワーク計画申請（一部修正）（承認）
- ・平成26年9月25日（第11回）
交通会議収支決算・予算、バス路線の廃止について、オンデマンドバスの見直しについて
- ・平成27年1月20日（第12回）
地域公共交通確保維持改善事業・事業評価（承認）
中井町オンデマンドバスの運行見直し（承認）
- ・平成27年6月19日（第13回）（書面協議）
H28 地域内フィーダー系統ネットワーク計画申請
- ・平成27年7月23日（第14回）
規約の改正、交通会議収支決算・予算（承認）
- ・平成28年1月13日（第15回）（書面協議）
地域公共交通確保維持改善事業・事業評価（承認）
- ・平成28年3月17日（第16回）
お試し利用回数券及び公共交通の利用促進、町を取り巻く現状と課題について
- ・平成28年6月16日（第17回）（書面協議）
H29 地域内フィーダー系統確保維持計画申請
- ・平成28年9月21日（第18回）
交通会議収支決算・予算（承認）、お試し利用回数券の利用状況及び利用アンケート調査等について、乗降ポイントの追加（承認）、今後の対応策について
- ・平成29年1月18日（第19回）（書面協議）
地域公共交通確保維持改善事業・事業評価（承認）
- ・平成29年3月1日（第20回）
アンケート調査の結果について、オンデマンドバスの運行見直し方針（案）について
- ・平成29年6月2日（第21回）
交通会議収支決算・予算（承認）、今後の交通体系の検討について
- ・平成29年7月27日（第22回）
H30 地域内フィーダー系統確保維持計画申請、今後の交通体系の検討
- ・平成29年12月15日（第23回）
次年度の運行体制について
- ・平成30年1月16日（第24回）（書面協議）
地域公共交通確保維持改善事業・事業評価（承認）
- ・平成30年6月11日（第25回）（書面協議）
H31 地域内フィーダー系統確保維持計画申請、交通会議収支決算・予算（承認）

- ・平成30年10月10日（第26回）
町内完結型運行への切り替え後の利用状況、乗降ポイントの追加（承認）
Web 予約方法の一部変更に伴う試験移行について
- ・平成31年1月7日（第27回）（書面協議）
地域公共交通確保維持改善事業・事業評価（承認）
- ・令和元年6月12日（第28回）（書面協議）
R2 地域内フィーダー系統確保維持計画申請、交通会議収支決算・予算（承認）
- ・令和元年11月20日（第29回）
登録・利用状況について、一部町外（日赤病院）への乗り入れについて
- ・令和元年12月27日（第30回）（書面協議）
地域公共交通確保維持改善事業・事業評価（承認）
- ・令和2年6月12日（第31回）（書面協議）
R3 地域内フィーダー系統確保維持計画申請、乗降ポイントの追加（承認）
交通会議収支決算・予算（承認）
- ・令和2年12月28日（第32回）（書面協議）
地域公共交通確保維持改善事業・事業評価（承認）
- ・令和3年6月24日（第33回）（書面協議）
交通不便地域指定申請（承認）
R4 地域内フィーダー系統確保維持計画申請（承認）
交通会議収支決算・予算（承認）
- ・令和3年12月21日（第34回）
地域公共交通確保維持改善事業・事業評価（承認）
オンデマンドバスの運行形態の変更について
- ・令和4年6月13日（第35回）
R5 地域内フィーダー系統確保維持計画申請（承認）
交通会議収支決算・予算（承認）
デマンドバス運行事業者の変更、バス停の移設について（承認）
- ・令和4年8月23日（第36回）
中井町地域公共交通計画策定の策定スケジュールについて
中井町オンデマンドバス希望ポイント降車サービスについて
- ・令和5年1月24日（第37回）（書面協議）
地域公共交通確保維持改善事業・事業評価（承認）
- ・令和5年3月16日（第38回）
中井町地域公共交通計画中間報告書（承認）
- ・令和5年6月27日（第39回）（書面協議）
R6 地域内フィーダー系統確保維持計画申請（承認）
交通会議収支決算・予算（承認）
- ・令和5年8月29日（第40回）
中井町地域公共交通計画素案について
- ・令和5年9月13日（第41回）（書面協議）
希望ポイント降車サービス実証実験の延長について（承認）
- ・令和5年10月25日（第42回）
中井町地域公共交通計画案について（承認）
- ・令和6年1月10日（第43回）（書面協議）
地域公共交通確保維持改善事業・事業評価（承認）
- ・令和6年3月18日（第44回）（書面協議）
中井町地域公共交通計画（案）について（承認）
- ・令和6年6月25日（第45回）（書面開催）
会長の選任について（承認）
設置規約の一部改正について（承認）
R7 地域内フィーダー系統確保維持計画申請（承認）
交通会議収支決算・予算（承認）

- ・ 令和6年9月19日（第46回）（書面開催）
希望ポイント降車サービス実証実験の延長について（承認）
オンデマンドバス車両の更新について（承認）
- ・ 令和7年1月24日（第47回）（書面開催）
地域公共交通確保維持改善事業・事業評価（承認）
- ・ 令和7年3月19日（第48回）
公共交通マップについて報告
震生湖線への対応について報告
- ・ 令和7年5月27日（第49回）
R8 地域内フィーダー系統確保維持計画申請（ ）
交通会議収支決算・予算（ ）
震生湖線の廃線について報告
希望ポイント降車サービス実証実験の延長について報告

19. 利用者等の意見の反映状況

中井町地域公共交通会議の構成員には、住民又は利用者の代表として「中井町自治会連合会長」「境地区バス利用対策委員長」「公募町民（２名）」と、特に必要と認める者として「中井町老人クラブ連合会」「中井町社会福祉協議会」「中井町商工振興会」「中井の環境を良くする会」の代表者がおり、その意見を反映して本計画を作成した。

今後も利用状況进行分析しながら評価・検証を行い、オンデマンドバスの利便性の向上や路線バスとの連携、利用促進できるよう検討していく。

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）神奈川県足柄上郡中井町比奈窪 56

（所 属）中井町 企画課

（氏 名）今村 智香

（電 話）0465-81-1112

（e-mail）kikaku@town.nakai.kanagawa.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記２．・３．については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで 該当する 要件 (別表7・ 9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
中井町 秦野市	神奈中タクシー 株式会社	(1) 中井町オンデマンドバス		町内 全域 及び 町外 一部 施設		往 km 復 km	242	4,598			区域運行	②の(2)	中井町役場入口バス 停で地域間幹線バス 系統(神奈川中央交 通(株))の秦野駅南口 ～日赤病院前～中井 町役場入口線と接続	③
		(2)				往 km 復 km	日	回						
		(3)				往 km 復 km	日	回						
		(4)				往 km 復 km	日	回						
		(5)				往 km 復 km	日	回						

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。

2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。

3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。

4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載

5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。

6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。

7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。

8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	中井町
-------	-----

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	9300
交通不便地域等	337

交通不便地域等の内訳

人 口	対象地区	根拠法
123	松本地区	局長指定
104	鴨沢地区	局長指定
110	古怒田地区	局長指定

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び
特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
中井町地域公共交通計画	令和6年3月29日	

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)⑪))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)